

親の離婚と子どもの成長発達権

—ステップファミリーの事例から—

青 木 智 子
木 附 千 晶
福 田 雅 章
森 本 京 介

1. はじめに

「子の成長発達」という視点から見ると、子の別居親との面会交流は最も優越的な地位が与えられなければならない。なぜなら、面会交流とは、父母の別居・離婚により、これまでの共同養育が崩壊したときに、子の成長発達を維持・確保するために不可欠な共同養育を求める子どもの権利であるためだ。「子どもの権利条約」9条3項の面会交流権は、親が離婚しようといまいと、いかなる場合にも、条約の前文が保障する「調和のとれた人格を備えた人間へと成長発達するために不可欠な、自然的環境としての家族の愛情と幸福と理解の保障」を別居親との関係で具体的に実現するために子に付与した権利である。言葉を代えると、面会交流権は、子の成長発達権なのである。このため、子の面会交流権は常に保障されなければならない。またその具体的内容も、子どもの成長発達に必要な愛情と、幸福と、理解を無条件かつ継続的に保障できるようなものでなければならない。養育の本質は、自己肯定感、共感能力さらには基本的な信頼を子どもが培えるような受容的・応答的な人間関係を親が子どもに提供することにある。日本における面会交流は、あたかも慣習や儀式のごとく、月に1回、1回数時間、

内容は同居親の要望に支配されがちで、別居親による共同養育を満たしているとは言えない。つまり、面会交流に求められる本来を機能が果たしていない。

なぜ、面会交流や共同養育が子どもの権利として明確に保障されず、阻害されているのだろうか。また、それらを保障するための家族形態とはどのようなものであるべきなのだろうか。

1-1. 父母による「取り決め」の困難さ

協議離婚とは、裁判所を利用せず、夫婦の話し合いで離婚条件を決め、離婚届けを提出するものであり離婚の88.1%を占める（人口統計資料集 2021）。この離婚では、父母間に未成年の子があるとき、全ての子について親権者の指定が必要だが、面会交流、養育費、財産分与などは明確にせずとも離婚届は受理される。

親を対象とした、令和2年度「協議離婚に関する実態調査結果の概要」(日本加除出版編 2021a) には、協議離婚における面会交流¹⁾の合意について、公正証書で取り決めた19.4%、裁判所の調停で決めた19.4%、裁判所が決めた0.3%とある。また、面会交流の継続は、離婚後半年が29.9%、3年後11.3%、5年後3%と減少する傾向であった。これは、親と別居時の年齢が8歳以下である場合に面会交流が途絶えやすく、継続困難（青木 2017）とする指摘とも一致する。

面会交流の取り決め、離婚前、別居した相手と話し合い、面会（交流）等の仕方について合意できたが38.6%であるのに対し、話し合っていないと回答した者が37.9%であった。その理由として、話をすることがいやだったから37.9%、突然出て行った／追い出されたが33.8%であった（表2）。この数値は、別居・離婚時の父母の話し合いが困難な高葛藤に起因するものであろう。無論、協議離婚で高葛藤状態にありながら、親権や養育費など、調停や審判・裁判に判断を委ねるケースも少なくない。しかしながら、司法の場では、過去の言動に基づく相手方の人格の誹謗中傷、監護実績を作るための「連れ去り（父母のいずれかが子を連れて家を出た後、一方の親に会わせない）」、監護能力の優劣の主張など、公的な争いが生じやすい（森本 2020）。これにくわえ、父母の関係の悪さの露見、争いの回避、裁判や調停中である事実が他者に漏れることへの懸念などが、子の養育に必要な「取り決め」の機会を奪っていると推測できる。

表1 協議離婚の選択

Q33 離婚の方法には、協議離婚の他に、家庭裁判所が関与する調停、判決等での離婚をする方法もあります。あなたが協議離婚の方法で離婚したのはなぜですか。もっとも当てはまるものを選んでください（日本加除出版編 2021a）

回答 (n=1000)	(%)
離婚することに争いがなかったから	61.7
家庭裁判所に行くことに抵抗があったから	7.8
第三者に知られなくなかったから	2.3
他の手段があることを知らなかったから	2.3
離婚届を勝手に出した／出されたから	2.9
争いはあったが、相手が離婚届に署名・押印をしたから	19.0
その他	4.0

近年、法務省が推奨しているのが、裁判に代替する紛争解決手段 ADR（ある一定の機関に国の認証を与えた、裁判所での調停に類似した民間調停機関による調停）の利用である。調停を行う頻度や夜間・休日などの時間帯、オンライン等の利用など調整可能であり、短期間での問題解決が期待できるなどメリットが多い。一方で、高費用でもあり、方法そのものが十分に周知されていない。また、当事者間で話し合いができないケースにおいて、ADR での解決が可能か否かという疑問も残される。実際に仲裁 ADR 統計年報によると、受理・解決に至った家族間の紛争は計42件（計351件中）のみであった（日本弁護士連合会 ADR センター 2018）。

特に、突然出て行った、すなわち「連れ去り²⁾」とは、話し合いや対立、DVなどを理由に、子を連れて家から逃げることであり、監護者の決定要件の一つとして、「特別な理由のない限り、現実に子供を監護・養育している者を優先させる」とする「継続性の原則」の下（東京高判昭和56.5.26）、その判例が踏襲されてきた。つまり、日本では夫婦の両方が親権を望む場合、最初に子を「連れ去り」別居することで、離婚調停でも優位に交渉できる傾向にある。これらのケースでは、離婚調停では代理人が出頭することも多く、親権は「連れ去り」をした者になる可能性が高い。

表2 Q47.面会交流の取り決めをしなかったのはなぜですか。(複数回答可)(日本加除出版編 2021b)

回答 (n=290)	(%)
現在交渉中又は今後交渉する予定だったから	6.6
離婚した相手と関わりたくないから	37.9
面会交流の制度を知らなかったから	6.6
取り決めをしなくても交流できるから	29.7
非同居親が面会交流を希望しないから	5.2
非同居親に身体的・精神的暴力や子どもへの虐待があったから	1.0
子どもが会いたがらないから	7.6
子どもの連れ去りや虐待の可能性があったから	3.8
養育費を支払わなかった・支払えなかったから	6.6
面会交流することが子のためにならないと思ったから	12.4
親族が反対したから	3.8
その他	6.6

裁判所においては、子どもの福祉の観点から非監護親（別居親）との面会交流が原則として有益であるため、面会交流を原則的に実施すべきとする運用（細谷他 2012）が一般化しており、面会交流調停では、この原則に基づき話し合いが開始される。また、制度上、決定された調停合意は、再調停または審判をしない限り変更できない。

これに加え、離婚時に面会交流の取り決めが詳細になされても、離婚後の子の養育の中で、子の進学や父母の再婚などライフイベントが生じた際に、改めて父母間での見直し・調整が求められる（青木・木附ら 2020）。しかし、先の調査結果（日本加除出版編 2021a）からも、安定・継続した面会交流を阻む理由として、見直し以前に、離婚時の「取り決め」すらできていないことがわかる。すなわち、子の養育についての合意は、当事者間で協議離婚前に後の親責任について自覚を促すこと、そのための親教育等の支援が必要（佐々木他 2019）になる。

一方、子を対象とした、子の養育の在り方に関する実証的調査概要（日本加除出版編 2021b）は、面会交流について、取り決めをしていない37.7%、父母のみで取り決めを行った20.0%、あなたも一緒に取り決めを行った7.3%、裁判所

で取り決めを行った5.1%とする回答を得ている。小さかったためわからないとの回答も28.5%と高く、面会交流していた子でも、取り決めをしていないが約40%に上っている。その中には、父母の関係が良好であり、合意をしなくとも自由に面会交流が実現できていたケースもあるだろう。しかしながら、

①子の養育の「取り決め（養育費・面会交流等）」がないまま協議離婚が可能である（青木 2019）（山本 2019）

②親役割の重要性の認識不足（小田切 2020）（小泉 2017）

とする2つの問題があげられる。

しかし、これらの問題は、別居・離婚前の父母・子への情報提供・心理的・法的サポートによって解消される可能性がある。これは、親の離婚に起因する子の心理的な問題の多くが、親が離婚する前の家庭環境が大きく関与する（野口 2009、2013）、離婚に伴う子の不利益は、親の不在より、離婚中の親とその子どもたちに作用する家族の変化によって生じたストレスと支援システムの欠如にある（村本 2014）、とする指摘にも明らかである。また、離婚後も父母が子の成長を支えるためには、離婚後の親役割について離婚前に両親が話し合い、合意を作り、それを協議書のような形で共有することが重要（SAJ・野沢編 2018）だが、困難さを踏まえると、高葛藤前、すなわち、家族形成のスタートとなる婚姻時に、家族に生じ得る問題について、ある程度の知見を有しておくべきと考える。

従来、別居・離婚に関係する支援では、FAITなどに代表される親教育プログラム（福丸ら 2014）、FPIC、面会交流支援機関（小田切 2019）、すなわち、離婚後の支援や、面会交流での第三者介入等（高田 2019）（二宮編 2017）などが中心的に論じられ、いずれも家族解体後のサポートに目が向けられてきた。これらは、協議離婚、面会交流、養子縁組などの現行法に由来する問題解決の方略とも見ることができる。

しかし、離婚前家族への適切なサポート提供は、ドイツ³⁾の例に見るように、子の権利の実現に有効でありながら、日本では十分に整備されていない。また、「子の最善の利益」を考えるときに、オーストラリアに代表される別居や離婚の前段階から家族問題に関わる支援体制の整備（小川 2015）も参考となるだろう。このような支援制度の導入が、子への理解、親の養育観に与えるものは多く、別居・離婚後、父母・子に「何が生じえるか（例として、養育費のみならず、子の

進学時等の費用分担はどうか、父母の再婚に伴う子の養子縁組について、成長後の面会交流の頻度や成長した子が SNS を使用できるようになった時の交流の有無など)」の予測や検討も可能とするだろう。

たとえば、大阪府明石市は、行政として離婚前の問題にも積極的に支援しており、2014年4月、家裁調査官経験者等が対応する子ども養育専門相談を設置した。また、弁護士職員が離婚前の父母に養育費・面会交流、調停申告書などのアドバイスにも対応している。この取り組みの結果、1年後には養育費の取り決め率が1割上昇した（明石市 2021）（能登 2017）。

先の調査においても、（日本加除出版編 2021a）「Q60. 今振り返ってみて、別居前後や離婚前後の際、どのような支援があればよかったですか」に対して、回答の半数が特になくとしながらも、相手との連絡の取次20.3%、日程等に関する相手との連絡・調整支援18.5%、弁護士の紹介・委任料の補助13.9%といった別居・離婚前に生じた事象が複数あげられている。このことから、離婚前の関係調整・親役割の見直し・決定・検討への介入と支援の重要性が示唆される。

1-2. 子どもの意思確認

面会交流は、親との同居・別居に関わらず、子の健全な成長において、父母双方からの愛情を十分に感じ、愛着形成（別居親との対象喪失経験を含む）、自身のルーツすなわちアイデンティティの確立という視点からも重要なものである（青木・木附ら 2020）。

無論、子への虐待等を理由に、面会交流が子の福祉に反する結果となる場合には、慎重な検討がなされるべきである。しかしながら、いずれの状況にであろうと、血縁上父母であることに変わりはなく、別居母を対象とした調査に見る、面会交流について父親と連絡を取るのがストレスである42.5%、父親に会った後、子どもが不安定になる、もしくは、不安定になりそうである31.6%とする結果（堀田 2019）や、「DV や虐待は面会交流継続にふさわしくない」「継父母との生活が子の基本的な生活であり、父母との面会交流は子を混乱させる」という訴えは、1994年に批准した国連「子どもの権利条約⁴⁾」、子がその父母の意思に反してその父母から分離されないよう国が保障すること（9条1項）、父母の一方あるいは双方から分離されている子どもが定期的に父母のいずれとも人的な関係と直接の接

触を維持する権利を尊重すること（9条3項）に反するものである（木附・福田他 2016）。

さらに、近年の「新たな子ども中心主義」（元森 2021）は、従来の子の権利概念に内包されていた「保護」「供与」にくわえ、「意見表明権（第12条）」すなわち、子が社会に「参画」することを推奨している。家庭裁判所調査官もまた、子の意思表明権を背景に、積極的に子から話を聞き、子の意思を反映した問題解決を目指す傾向にある。これは、子にとって負担なのでなく、子の権利でもある（小泉 2017）。とはいえ、日本において「意見表明」は、子が15歳以上の場合、審判時に子の意見として聴取され（家事事件手続法152条2項）、子が15歳未満の場合、家庭裁判所の調査官による聴取、子自身の陳述書の提出等で子の意見を聴取するのが一般的である。平成25年1月施行の家事事件手続法「子どもの手続代理人」は、親の離婚紛争など子どもが巻き込まれる家事事件において、一定の要件を満たす場合に、子どもが主体的に手続に参加するため、弁護士を子どもの手続代理人として選任できる制度である。これにより、子どもの意見表明の方法は増えたことになるが、選任例は未だ少ない現状にある。

山本ら（2020）は、被虐待体験を持つ子どもの視点から、意思表明について Bruck and Ceci（2015）、犬塚ら（2004）の先行研究をあげ、面接者が様々な先入観や思い込みの影響を受け、子の誤った報告を誘導する危険性、子に虐待否認の傾向がみられることをあげ、子どもの権利条約の前提としても「諸外国における実践から、子どもの意思確認は専門家の介入により0歳から可能かつ必要」と指摘する。この問題を解決するためには、必ずしも家庭裁判所調査官だけでなく、法律家、精神科医、公認心理師、臨床心理士、児童心理学者等の介入、「子どもの意見表明権」の実現に特化した専門家が求められるだろう。

そもそも、子どもの権利条約における意見表明権は、単に「子が自分の意思を表明し、社会に参加する権利」ではない。もし、そのように解釈すれば自らの意思を表明できない乳児には、意見表明権は行使できなくなってしまう。また、自らの意思を表明できる一定年齢以上の子に対しては、「自分の意思決定は自己責任」として、早期の自立要請と責任を強いることになる。離婚や面会交流に限定すれば、「どちらの親を選ぶか」「別居親と面会交流するのか」を子に選択させ、一方の親を捨てさせ、「それは自分の意思で選んだことだ」と子に突きつけるこ

とに等しい。このような、通説として主張されている意見表明権の考え方は改めべきであろう（福田 2019）。

これらを踏まえ、改めて意見表明権を見直してみると、この「意見 (views)」とは、新生児でも表明できる本能的な欲求、非言語的な感情や行動などすべてを含むものと解釈されるべきであろう（国連「子どもの権利委員会」2005）。そうであれば、意見表明権の機能も、子が自らの意思を表明して社会に参加するといふところにあるのではなく、その本質は子の「こっちに顔を向けてよ！」「可愛がって！」「私を見て」「遊んで！」という愛着行動にも等しく、身近な大人との愛着的な人間関係を求めるための権利であるということになる（福田 2019）。

子が「育つ」ためには親から愛されなければならない、つまり、子は愛されないと成長できないことを示したのが12条である。それには、子が自身の意見表明を実現できるようにすること、身近な大人が子に対して受容的、応答的な関わりを持てることが重要になる。とすれば、子の意見とは、子の愛着行動を指すものでもあり、身近な大人が子への義務として、常に子の問いかけに応答するように努めなければならない。

あわせて、先にも述べたように、安定・継続した面会交流には、父母のライフイベントや生活の変化、子の発達等の視点も忘れてはならない。仮に、同居親が再婚した場合、継親の登場、父母の言動、別居親こそが「実親」であり、継親を親と思えない子、異父母きょうだいの出現や誕生、ステップファミリーという独特な家族の形やメンバー間の関係性は、初婚家庭とは異なる問題を生じさせる。概して、日本のステップファミリーの多くは、その家族構造の変化や違いを認識することなく、初婚家族のような家族形態・つながり方をモデルに努力する傾向にあった（SAJ・野沢編 2018）。そして、このために、子の置かれる環境は変化し、子の成長・発達を支える身近な大人が増えることにもつながる。この大人は常に子の成長を支える必要があろう。

すなわち、このことから上述した2点に加え、以下の2点が問題とされる。

- ③ 「子の意見表明」「子の権利」の不十分な認識
- ④ 離婚届提出後の「母子家庭」「父子家庭」などへの家族形態の移行（＝仕切り直し）、父母の再婚など、実親・継親と離婚家族の後のライフイベント、子の発達・成長についての想像の欠如

以上を踏まえ、本研究は、別居・離婚前の法⁵⁾と心理の協働からの支援を標榜する立場から、父母の離婚後、再婚・養子縁組・異父母きょうだいの誕生というライフイベントを経て、父母の長男との関わりの変容を1つの事例検討として時系列に辿るものである。この経緯から、家族のありかた、親とは誰なのか、子の権利、成長と発達、さらには、面会交流のあるべき姿について検討する。なお本事例は、青木・木附他（2020）で検討したものに、母の視点、および母の再婚と離婚を加えたものでもある。父母・継父母・異きょうだいも含むステップファミリーの在り方、そこから見えてくる問題について考察・検討を試みる。

2. 事例

2-1. インタビュー協力者

インタビュー調査協力者は、面会交流支援団体を通じた縁故法による4年の婚姻期間を経て離婚を経験した元夫婦A（父：離婚時28歳・会社員）・B（母：離婚時28歳・個人事業主）である。倫理的配慮、理解と合意を確認したうえで、書面に残した。

インタビューは、A・B個別に2名の臨床心理士・公認心理師が1回：120分程度として実施した（2020年3月以降、父母それぞれに10か月に1回の頻度で継続して実施：2021年11月現在）。また、経緯については、個人情報保護の視点から、内容に支障がない程度で手を加えた。

2-2. 事例の経緯

201X年：婚姻3年目に母が、「別居する」と告げ、実家の近所で母・長男（1歳半）の2人での生活を始める。別居生活の間も父は土日には長男の世話などをして月1回程度の宿泊を伴う継続的な面会交流を実施していた。

201X+1年：7月に母が離婚調停を申立。父母共に親権者となることを求めたが、10月には、長男の親権者を母とし、面会交流の内容について（誕生日は父母と一緒に祝う、父の行事参加などを明文化。父は、口頭で「長男の姓」を変えないことも確認）詳細に取り決め、調停離婚が成立した。

離婚後は「取り決め」以上の頻度で、個人事業主である母の仕事の終了時間に合わせるなど、父母共に協力的な面会交流が行われた。ほぼ毎週末8時間程度、(父が同居する)祖父母宅や遊園地などで交流し、月1～2回は宿泊も実施した。これに加え、父方祖父母及び父の兄と共に2泊旅行も行っている。父は長男の保育園の行事にも参加しており、母は定期的に長男の写真を父に送付していた。

201X + 2年：6月、母・長男・継父が同居開始。

10月：母・継父の再婚と同時に長男・継父が養子縁組を行う。これにより父母間ではトラブルが生じたものの、面会交流は隔週実施された。母は、しつけや新しい家庭方針とのズレという視点から、面会交流時の玩具や菓子の買い与え、父方祖父母との関わりの減少などについて、父に行動変容を求めたが、変化を実感できなかった。一方、父は母の過剰な訴えを不満に感じていた。しかしながら、養子縁組後も、父は継続して養育費を払い続けた。

父母は長男に、同居や結婚、養子縁組などについて特に説明はしなかったが、自然に継父を「パパ」、父を「T市のパパ」と呼ぶようになった。父は長男から交流時に「名前が変わった」と知らされ、母に対し「養子縁組させるくらいなら連れて帰る」「話が違う」などと主張し、父・継父の関係が悪化する。

201X + 3年：春に母が妊娠。母は、頻回な面会交流は引き渡しなどが負担であるとして月1回への変更の申し入れたが、父が拒否。しかし、隔週での面会交流は実施され、連休時は、長男が父宅に宿泊し、祖父母とも交流した。

継父は長男の保育園行事に母に代わって参加し、料理、遊びに連れていくなど、積極的に関わっていた。ところが、母の妊娠を機に「母の長男へのしつけが行き届いていない」など、継父の長男への態度に変化が見られるようになり、母との口論の末、家の中のものに当り散らすなどの行動が顕著になる。

6月：母・継父が「面会交流」調停申立。母は、これまでの面会交流について柔軟な対応をしてきたが、主に交流が新しい家庭で過ごす時間を減少させ、新しい家庭方針との違いが教育上望ましくないことを理由に、父の面会交流中の言動の改善と月1回、6時間への回数と時間短縮を求めた。結果、面会交流時に父が玩具の購入を控えること、出産までは父宅でなく、母の自宅近所で交流を実施、

引き渡しは継父と父がSNSで連絡を取り合い行うという条件のもと、交流が継続された。しかし、これらが守られず、一時的に面会交流が中断されたが、隔週、10～16時、母の出産までは母宅周辺で、継父による長男の受け渡しで交流は継続した。

10月の交流時、長男が初めてお漏らしした。面会交流の受け渡し時に、長男の面前で、父の挨拶に継父が返事をしない、継父が父に文句を言う状況が生じていたことが一因とも考えられた。

11月の交流時に、長男が買い与えられた菓子を大量に持ち帰り、継父が「父母との約束で、買ってはいけないことになっている」と長男に説明すると、長男は困惑気味に見えた。さらに、次の交流時には、長男は父に「継父が父を叩くかもしれない。危ない」と告げている。父と継父の関係悪化を察した母は、長女（以下、「異父妹」と称する）出産後、面会交流の父への長男の受け渡し、連絡等を再び担うようになった。

調停においては、再婚した新しい家庭の安定を図るために調停条項で決められた父子の交流が、長男の福祉に適うとはいえ、父が基本的な約束事を遵守し、長男に負担をかけず交流できるのであれば、面会交流を継続することが望ましいとする家庭裁判所調査官の意見書が示された。

201X+4年：交流時に、長男が父に「継父に叩かれることがある」と打ち明け、悩んだ父が児童相談所へ相談。後に、継父は母・継父宅を訪問した相談所員から注意を受ける。しかし、その後も母・継父の喧嘩による警察の介入、児童相談所への連絡などが繰り返され、母は長男・異父妹の2人を連れて、一時的に実家に戻るなど継父から離れることを試みた。

母が、継父に様々な養育に関する書籍を勧め、理解と共感が得られたことから、4月に母は、「再婚家庭で喧嘩が生じるため、長男を父宅で監護して欲しい」「継父と長男の養子縁組の解消、親権の父への変更、父宅近くの保育機関への転園」の意思を父に伝えた。

父母の話し合いを経て、長男はゴールデンウィークを父宅で過ごし、6月には父が、親権者変更審判申立。長男は父方姓で父宅より近所の保育園へと通園を始め、養子縁組解消・苗字変更も行った。父は会社員であり、日中、長男の世話は

主に祖父母が担っている。一方で、別居親となった母は、長男との面会交流を月2回程度、継続実施した。

201X + 5年：長男は父の元で小学校入学。

8月、母・継父が協議離婚。母は異父妹の親権者として異父妹を連れて、アパートに移り住む。養育費のみ調停（文書を残すという意図から）を行った。離婚後、継父は母宅の合鍵を持っており、面会交流という枠組みでなく「通い婚」に近い形で、自由に母・異父妹宅を行き来している。母に仕事がある場合には、継父が積極的に実子でもある異父妹の世話をし、毎週定期的に3人で母宅で過ごしている。

その間も母と長男の面会交流は継続したが、小学校入学に伴い、子が忙しくなったことから頻度は月1、2回程度に減少した。また、交流時には、異父妹2歳も同行し、父と長男の4名での親子・きょうだい面会交流を行なうこともある。母宅には、長男が訪れ宿泊交流も継続している。一方、継父は面会交流に否定的な立場で、長男・異父妹のきょうだい交流の事実を知らない。長男・異父妹は非常に仲が良く、長男が「○○ちゃん（異父妹の名）は僕が守るんだ！」などと発言することもある。

3. 考察

本事例におけるターニングポイントは、①離婚時の「(口頭による) 取り決め」とは異なる子の養子縁組、②母の再婚・妊娠による面会交流回数等の変更（現状からの変更依頼→後に調停申立、申立取り下げ）、③父と継父の関係悪化、④継父による子への虐待、⑤親権交代、⑥母の再離婚後の親子・きょうだい面会交流にあると考えられる。

3-1. 「取り決め」と子の養育への理解

調停離婚（計3回）をした父母は、子の親権者を母とし、面会交流について詳細な取り決めをした。それらは、主に母が作成した調停事項の別紙「離婚後の子どもとの面会交流条件」に明示され、再婚した場合も同様とある。しかし、当時、

母は、具体的な再婚のイメージができていなかった。また、離婚に向けて、母は面会交流での好条件を示すことで、早期の問題解消を期待していた。父も、思いがけない好条件に応じることで離婚調停は終了を迎えた。

山崎（2019）は、面会交流の調停は、離婚調停の一部、もしくは同時に進行されるため、別居親には離婚後も面会交流ができることを理解してもらい、親権を諦め、離婚に応じる条件とする構図になりやすく、事実上、離婚や親権、養育費の論点と対価的な構造となると指摘する。離婚調停の長期化を避けようとする意志が、オプションともみなされる面会交流についての合意形成を曖昧にさせる。しかも、面会交流の意義、ライフイベントや発達を踏まえた持続可能な実施方法について、双方に共通認識がないまま、その具体的内容は軽視され、回数と頻度を中心とした擦り合わせに終始する。そのため、同居親の不安、別居親の要求、双方のコミュニケーション不全、対立関係、子どもの意見表明などの問題点は置き去りにされたまま調停調書が完成する。本来であれば、夫婦の問題や離婚に関する離婚（夫婦関係調整）調停、親子の面会交流調停はそれぞれ独立した調停として行われるべきであろう。

調停はあくまで合意の場であり、父母の発達や子の養育について何らかの心理教育を目的とするものではない。たとえば、結婚時に、協議離婚では子がいる場合、離婚届への親権者記入義務、養育費・面会交流について合意が必要になることなど、「子の権利」「子の福祉」の意味を理解する父母はどれほどいるのだろうか。仮に、婚姻届の裏に離婚の法的手続きや、離婚を考えた時に、相談できる場があるなどの情報提供が示されてあれば「連れ去り」や離婚で生じる問題を早期に支援につなぎ、解決できる可能性がある。離婚のみならず、配偶者の死など、母子・父子家庭となった時に、受け得る支援についても同様である。

前述した、明石市では、離婚届を取りに来た市民が自由に持ち帰りできるように、面会交流支援団体スタッフ、家庭裁判所調査官、弁護士、二宮周平が原案作成した「こどもと親の交流ノート」(二宮編 2017) をスタンド配布している。この試みを参考とし、家族が行政や社会と接点を持つ婚姻届、育児手帳、乳幼児健康診査、保育園入園時などの節目、また、学資保険加入、離婚時の保険金の受取の説明等と共に、さまざまな支援機関を周知する冊子（自治体や民間団体の相談機関も含まれる）配布等を期待したい。仮に、離婚する時には、どの時点で、ど

表3 家族のプロセス（時系列）

○初婚家族、●再婚家庭、★母子（長男）家族、☆母子（異父妹）家族、
△父子（長男）・祖父母

月・日	ライフイベント	祖父母	父	母	長男	継父	異父妹
201X年10月	婚姻		○	○			
201X+2年1月	長男誕生		○	○	○		
201X+3年7月	家を出て母と長男の生活開始、 面会交流有		別居 (単身)	★	★		
201X+4年7月	母：離婚調停申立		別居 (単身)	★	★		
201X+4年10月	父と母が調停離婚（長男の親 権者は母）・「取り決め」面 会交流開始	△	△	★	★2歳 10か月		
201X+5年6月	母が継父と同居開始	△	△	●	●	●	
201X+5年10月	母・継父再婚 長男と継父が養子縁組	△	△	●	●3歳 10か月	●	
201X+6年3月	母・長女妊娠。妊娠に伴う負 担減のため、面会交流減少な どを父に依頼	△	△	●	●	●	
201X+6年6月	母・継父による面会交流申立	△	△	●	●	●	
201X+6年6月	異父妹誕生	△	△	●	●	●	●
201X+7年1月	面会交流申立取下	△	△	●	●	●	●
201X+7年4月	母が父に親権等の相談	△	△	●	●	●	●
201X+7年5月	長男がゴールデンウィークの 全てを父宅に宿泊・ 長男の住民票移動	△	△	●	△4歳 4か月	●	●
201X+7年6月	父：親権者変更審判申立	△	△	●	△	●	●
201X+7年8月	母・継父協議離婚（異父妹の 親権者は母）同居解消	△	△	☆	△小1	別居 (単身)	☆

のような手続きや、子への対応が求められるかを事前の知識として得ておくことは、生きていく上、偏見や差別の解消にも有益であろう。明石市の取り組みは、離婚届を望む者を対象としており、婚姻時、すなわち家族がスタートする段階で、ライフイベントとしての結婚・離婚・再婚・死別、ひとり親出産、LGBT、事実婚、里親里子、それらに関係する基本的な法などの学びを推進するものではない。だが、いずれも家族がスタートする婚姻時に必要な知識として明示すべきであり、当然ながら、この中には批准国としての「子どもの権利条約」も含まれる。

また、近年は「父子家庭」も増加する傾向にあるが、父へのサポートも強化すべきである。多くの別居・離婚後の家族支援は女性・母への支援が中心である。本事例の父は、別居が始まった段階で、専らインターネットで情報収集し、別居親支援の民間団体を転々としながら、男性当事者や支援者からさまざまなサポートを得ていた。自らの確かな情報収集ができる当事者もいれば、そうでない者もいる。支援機関の姿勢は多様であり、調停で勝つためのテクニックや、法改正のための陳情などを経験する者もいる。それでも、子どもとの関係を回復できている人はごく少数であり、あえて、親権を諦め、面会交流で子との関係を維持する方略を取る者もいる（森本 2020）。子の成長発達を中心に考え、別離・離婚という夫婦関係の葛藤と分けて捉え、子への責任や成長を願う親がいることを忘れてはならない。

筆者らの臨床経験を踏まえても、DVで行政や民間支援団体に寄せられた母子の訴えは、虚偽の有無が問われることなく、シェルターなど「逃げる」「連れ去り」とも言える状況で、夫から身を隠すべく、ある日、突然、子と共に居場所から姿を消す。行政の相談窓口や弁護士が母親に「連れ去り」を勧めることも少なくなく、DVの覚えのない取り残された夫になすすべはない（武田 2020）。あえていうならば、DV防止法が離婚家庭や面会交流の諸問題を生じさせている側面もあるだろう。

3-2. 二人の父と家族

事例において、父は離婚成立後、別居時より好条件での面会交流が実現でき、父も子も面会交流の時間を祖父母や親戚なども交え旅行に行くなど、楽しく過ごしていた。父母の関係もまた良好であった。親権者となった場合、その親は新た

に戸籍を作り、子を入籍させることができる（民法791条）。これにより、親権者となった親の戸籍謄本からは子の名字が抹消され、親権者は子の名字を自らの旧姓を取り戻せる。別居親となった父は、子が自分の名字を名乗り続けることを離婚時に母＝同居親・親権者と口頭で約束していた。母も旧姓に戻ることなく、子を養育していた。同居親への先行研究（青木ら 2021）でも、親権を得た母は旧姓に戻ることなく父の姓を名乗っていた。主な理由は、旧姓に戻り、新たに戸籍を作ることで子らの姓が変わること、別居親とのつながりを大切にしたいとする「子」を中心とした考えに基づくものであった。

ところが、本事例の父は血縁上の父でありながら、母の再婚と養子縁組を機に家族メンバーから外された。継親が子と養子縁組を行う場合、家庭裁判所も非親権親も関与しないまま法的親子関係は成立する（民法819条）ためである。つまり、非親権親（多くの場合は別居親）は離婚と同時に親権を失い、親権者の再婚によって、知らぬまま子の父としての役割を継父に譲り渡すことになる。これにより、子の親権者である母と継父の意思が、面会交流に反映されるのは当然ともいえよう。結果として、かつての面会交流「取り決め」は、見直し・再考されるべく、母・継父は面会交流申立てに至った。

本来、子は継親が実親にとって代わって欲しいとは望まず、子は、これまで父親（母親）と築いてきた関係とは全く別のものとして継父（継母）との関係を新たに築くこと（SAJ・野沢編 2018）が可能である。また、夫婦関係と親子関係は別物であり、継父は実父とは異なるものである。子にとって継父は、母の再婚の結果、新たに出現した「大人」に過ぎず、突然「親」として振舞われても、戸惑うばかりであろう。そもそも、母子関係は母・継父の夫婦関係より歴史が長く、子どもから見ると離れて暮らす実親（＝非監護親）が存在する（野沢 2011）。

事例においても、当初から子は父を「T市のパパ」、継父を「パパ」と呼び、それぞれと異なる関係を築けていた。ところが、母の妊娠・出産を境に、母・継父より面会交流の頻度や時間の減少、玩具などのプレゼントの中止、祖父母に会わせないなどの条件が示される。一方で、継父・父のそれぞれとの有意義な2つの関係の維持は、子の成長発達を見守り、愛着を示すことができる大人が増えたことにもなりえる。「誰が父親であるか」を競うことになると、子はまさに板挟み状態に陥る。

子にとって愛着対象でもあり、離れて暮らす父との関係断絶は大きな喪失体験であったに違いない。父によると、子は養子縁組により「名前（名字）が変わったことで、泣いて抵抗したようだ。変わったことを（母・継父が）繰り返し教えたよう」であり、寂しさを感じていたことがうかがえる。

あわせて、現行の実親を排除した養子縁組制度が「子どもの権利条約」や「意思表明権」に適ったものとは考えにくい。子どもの権利条約9条3項は、「児童の最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する」。面会交流は子にとって当然の権利であり、継続は大前提である。しかしながら、実父が関わらないままの姓の変更、すなわち養子縁組は、子に別居親との断絶、同居親への忠誠心を強いるものになりえる。

継父は、結婚時、「苗字が違うと不便である」「僕の子もだから」と長男の育児に積極的に関わり、家族の事情を知る幼稚園教諭からも「実子以上に可愛がっている」と言われるほどであった。一方で、しつけに関しては母と喧嘩になることも多く、異父妹誕生後には、長男への過度なしつけや面前DVによる心理的虐待などが顕在化してゆく。妊娠した母から継父にと、面会交流の引き渡しややりとり役が交代すると、継父と父の関係も更に悪くなった。

子は、母の妊娠後の面会交流時にはじめてのおもらしをし、その傾向は、幼稚園でも短期間継続した。長男は、継父の前で一切、父を話題にせず、母との入浴中にだけ父の話をしていたという。長男が、父と会うことの後ろめたさ、罪の意識を感じていたことは、家庭裁判所調査官の調査にも明らかである。なお、201X+6年6月の面会交流申立てにおける子の監護状況及び子の生活状況の調査は、母・継父・父が対象とされていたが、継父は調査に出頭していない。その背景には、養子縁組をし、継父ではあるが自身の子として育てると決意したものの実父との面会交流が子にとって楽しい時間であること、自分に懐かないこと、父母から疎外されたかのように感じていること、DVなど自らの言動への後ろめたさなどに苦悩する継父の姿が伺える。

常に父・継父との関係調整を担ってきた母は、継父の長男へのしつけについて、「私が長男に甘かった」「私が行き届かないこともあって」「継父が長男を非常に可愛がっていた」と、継父の厳しさを容認していた。しかし、最終的には長男を守

るべく親権を父に譲り、養子縁組解消を決断する。再婚家庭における母は、継父と子らの間をリンクし、守護者、門番、仲介者、通訳など保護的な役割を演じて(野沢・菊池 2015) いたことがわかる。

日本の多数派／従来型のステップファミリーは、①親子関係の前提として婚姻関係の存在が優先される、②離婚後に両親の一方の存在と価値化が無視(軽視)される、③継親がその親を代替する、④親権親と継親が対等に共同して子の養育にあたる、⑤ステップファミリーは共通の利益を有するメンバーで構成される世帯集団とみなされる(野沢 2020) 特徴を有する。しかしながら、「子どもの権利条約」は、親子関係を婚姻関係に従属させるのではなく、婚姻関係の有無とは別に子の権利として維持される、としている。欧米諸国はこの理念に基づき、「両親との関係の維持」を原則とした法改正を行ってきた。結果として、家族形成モデルは、ステップファミリーの独自性の中核を成す特性を血縁の有無、同一世帯に属する継親子関係に限定することなく、別居の継親子の関係の存在も含めてステップファミリー(連鎖・拡張するネットワーク型／継続モデル⁶⁾)とみなすに至っている(野沢 2020)。

本事例においても、父母の初婚家族が7年を経て、母の再婚を機に継親や異兄妹との関係が生じ、子どものネットワークは連鎖的に拡張した。家族メンバーでは、最大5(+単身家庭2)つの形態が存在するが、表3に示す家族メンバー全てをステップファミリーとして理解できる。Ahrns(2004)もまた、両親の離婚によって「(核)家族」が崩壊したとはみなさず、「核」が2世帯に分離した後も、子を介してつながる両親とその子からなる「双核家族」という概念を提示した。さらに、このタイプの離散家族の子を対象に20年後調査を実施し、成人した子たちの大半が親の離婚や再婚を肯定的に受容し、家族変化に適応していることを明らかにしている。

事例での母は、アメリカで高校生活を送った体験から、海外の家族観を目の当たりにすることで、全ての家族メンバーが子と関わることを標榜していた。

「同じ学校の友達でも、この子とこの子が遠いきょうだいみたいな・・・親は離婚しているけど、月の半分はパパの家、半分はママの家みたいな。いろんな家庭があって衝撃的だった」

「もちろん自分が生んだ子どもだから、離婚した父とも仲良くしていきたいし、

長男ともまだベタベタしたい。ただ、父と継父が険悪みたいな」

「全部ひっくるめて仲良くなれると幸せなんですけど、まだ、何段階が必要みたいです」

「(継父は) 血がつながってないから(長男を) 可愛がれない、彼(継父) は3兄弟の末っ子で、小学校低学年の頃、両親が離婚してます。お母さんは父親に息子たちを会わせないと離婚調停で長い間戦っての離婚だったそうです。父親の顔を覚えてないから、というのが理想の父親像なのかもわからないと苦しんでいました」

子に関わる全ての家族メンバーをファミリーとして捉えようとする家族観は、父と共有できるものでありながら、継父のそれと大きな溝を持つものであった。父は異父妹もファミリーとし、長男とのきょうだい関係を大切に考えている。しかし、継父にとって長男は妻の「連れ子」であり、自分の子どもではない。「連れ子」とは再婚した相手の子を指す言葉だが、スウェーデンではこれを「ボーナスキッズ」という。スウェーデンは、離婚すると家族が増えるとされ、離婚した父母が再婚すると、さらに新しい家族が増えると考え(スウェーデンスタイル 2021)。父の異父妹に対する思いはこれに近いものであり、子に関わる「全てのメンバー」が子を育てるとする立場から、父母は、

「異父妹が話をできるようにすると、きょうだい交流しているのが継父に知られてしまうのではないかと心配している」。

先の調査(日本加除出版編 2021a)によると、再婚の有無に関わらず、離婚後6年を経過すると面会交流継続はほぼ消滅する。その要因に、子の養育の「取り決め」が困難な父母の高葛藤、再婚相手との養子縁組で、新たな夫婦が共同親権者となることがあげられる。これについては、離婚後のアメリカやドイツの面会交流権のスタイルを理想としながら、親子断絶防止案に付随する離婚後の共同親権導入推進の動きに対し、再婚を考慮すると慎重な配慮を要する(新川 2017)とする日本国内の視点もあり、共同親権とステップファミリーにおける弱点とも難しさがある。

4. 研究の総括と課題

第1に、大規模な量的調査のみならず、多様化する家族の形態を知り・理解すべく、継続した個別の質的研究が必要であると思われる。家族の形態やそのダイナミックスは、時を経て、さらには、野沢（2020）の社会学的視点などにみるように変化がもたらされる。それらを踏まえた上で、ライフイベントと家族メンバーの変容を時系列で調査する必要があるだろう。

第2に、喫緊の課題として、早期からの「家族形成」「ライフプラン(キャリア教育)」の推進が求められよう。家族は婚姻によって生まれ、離婚・再婚などのライフイベントを経て、子を中心にネットワークが拡大し、子の成長発達とともに変容を遂げる。そのプロセスや生じえる事象についての事前「知識」が、問題解決をより平易にする可能性がある。離婚が、親との関係を断ち、子の養育に関わることでできない親を生み出すこと、親の再婚で子が継親との間で板挟みになること、すでに欧米などでみられる同性婚や代理出産等についての知識が、ひいては、子の意見表明権、子の権利が尊重されることにつながるはずである。

これに加えて、別居・離婚前に相談可能な機関の拡大、提示などを行うことで、家族の個々の問題に、早い段階で対応できる可能性が高まるはずである。

第3に、多様化する家族の形態やダイナミックスの研究に際して、その個性や差異性を明らかにしながらも、常に、それらの一つ一つが子どもの成長発達にどのような影響や違いをもたらすかという視点を持つことである。子どもは、「自然的環境としての家族の中で、愛されない限り、成長発達できない」(子どもの権利条約前文)。同条約は、この「愛されて大きくなる権利」(成長発達権)を子ども自身が実現するために、子どもの「ねえ、ねえ！」という愛着行動や欲求を表明する力を意見表明権として規定し(条約12条)、それに対して身近なおとなから「なあに、そうなんだ」と応答してもらうことで(意見の尊重義務)、受容的・応答的な人間関係を形成することを認めている。意見表明権とは、子どもが自らの成長発達権を実現するために受容的な応答関係をつくる権利であり、それを通して自らの成長発達に不可欠な自己肯定感、共感能力や基本的信頼感を醸成することができる。

家族の形態がどのように変化し、多様化しようとそれが子どもの成長発達にとって不可欠な場であること、言い換えると、子どもの成長発達に不可欠な愛情と幸福と理解のある環境を提供できる受容的・応答的な生活の場であるかどうかを見極め続けることが大切であろう。逆にそのような場である限り、それも家族と呼んで差し支えない。子どもが自らの愛着形成の場を複数持てることは、幸せなこととも言えるだろう。

*本研究は、2021年度平成国際大学研究助成を受けたものである。

【注】

- 1) 面会交流に関する「取り決め」内容とは、面会頻度・時間、面会場所、面会場所までのアクセス（＝引き渡しの条件）、面会実施の連絡方法、学校行事への参加、写真・手紙・SNSを用いたやり取り、プレゼントの可否、面会時の費用負担（遊園地などの入園料）、子どもの不都合等による対処など多岐にわたり、詳細な取り決めをしたとしても、流動的にならざるを得ない。養育費の取り決めについても同様であり、進学、塾の費用負担が問題にされる傾向にある。
- 2) 連れ去りについては、(池田良子 2021「実子誘拐ビジネスの闇」飛鳥新書)平成16(あ)2199最高裁判決：母親の監護下にある2歳の子どもを別居中の共同親権者である父親が連れ去った行為は略取行為に該当し、違法性も阻却されないとし、子どもの父親に未成年者略取誘拐罪を適用したことについて、「話し合いを拒否し、子どもを連れ去った親から子どもを連れ戻そうとすれば、刑事罰が科され、あるいは、離婚裁判で負け、親権を剥奪され、人生を破滅させられるほどの不利益を被る」と指摘する。また、西牟田靖 2017「わが子に会えない」PHP出版は子どもを連れ去られた側から、西牟田靖 2021「子どもを連れて逃げました」晶文社では、子どもを連れ去った母にインタビューを行い、この問題について論じている。
- 3) ドイツでは、未成年子のいる離婚の手続が係属すると、家庭裁判所から少年局へ通知がなされる。それを受けて少年局は、離婚手続に入る父母に、基本的な法制度、提供可能な援助の説明を記載した文書を送付する。そこには、より多くの情報を得るため少年局へ直接足を運ぶよう促す記述があり、父母とは別に子に個別の手紙を送付し、これをあわせて父母に知らせる少年局もある。少年局を訪れた父母には、①相談所、②少年局の専門担当部署、③家庭裁判所により、あるいは必要に応じてその3つが連携して、ケースに応じた援助が提供される。相談所においては、援助の意義や内容を十分に理解してもらい、父母に親としての責任の自覚を促すことが第一の目的とされ、これは、いわゆる「父母教育」の役割を担うものと評価できる。このような相談所の設置主体は、少年局・民間団体である。なかには、民間団体が家庭裁判所の近辺に設置している相談所もあり、裁判官が裁判所での手続の進行過程をみながら父母に相談に行くよう促し、そこの配慮権や交流権についての合意が家庭裁判所での判断の基礎となることもある(稲垣 2014)。
- 4) 子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)：第9条第3項において、面会交流につき、「締約国は、児童の最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている児童が、定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する。」と定めている。日本では、平成23年民法改正において、民法第766条第1項に面会交流が明文化された。面会交流のあり方を検討する際には、子どもの権利条約第3条第1項が、児童に関する全ての措置をとるに当たって「児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。」と定め、民法第766条第1項も「子の利益を最も優先して考慮しなければならない。」と規定している。「子どもの最善の利益」の解釈においては、面会交流を子の権利として必須とする立場、子の意見表明を尊重し、面会交流の可否を個別の事案ごとの事情を配慮した上での実現が望ましいとする立場などがある。民法上の父は生物学的父でない、必ずしも面会交流が子の利益になるとは限らない、エビデンスがない(長谷川 2015)などの理由から疑問視する法学者も存在する。
- 5) 近年の離婚と子の養育について考え方の変遷は、石塚(2020)に詳しいが、政府は諸外国の親権制度の調査研究を進め、令和元年度11月から、法務省の担当者も参加する

(社) 法務研究会主催の家族法研究会が、離婚後の子の養育の在り方、共同親権導入の是非、面会交流の促進を図る方策などを検討し、法改正が必要との結論に至れば、法制審議会に諮問するとしている。研究会での議論等は、「家族法研究会報告書～父母の離婚後の子の養育の在り方を中心とする諸課題について～」2021 公益社団法人 商事法務研究会に詳しい。また、平成26年3月には超党派の親子断絶防止議員連盟（平成30年に「共同養育支援議員連盟」に改称）が発足し、「父母の離婚等の後における子と父母の継続的な関係の維持等の促進に関する法律案」が承認された。しかしながら、現時点において国会提出には至っていない。

- 6) 子の両親が婚姻関係にあるかどうか、離婚・再婚したかどうかにかかわらず、子には両方の親から養育される権利があるという理念に立脚する。そこでの新たな指針として、野沢（2020）は、①継親は継子の「(新しい) 親」とならず、しつけを担当しない、また、別居親を排除せず、親とは別の存在として子との関係構築を目指す、②同居親とそのパートナー（継親）は、初婚核家族の夫婦のような共同チームとして子育てするのでなく、子どもの同居親と別居親が継続して共同で子どもの養育にあたる努力をする。継親はそこに補助的に加わり、より大きな共同チーム編成を目指すなど、4つ視点を上げている。さらに、この型が、離婚・再婚への子の適応を容易にさせ、親子関係や継親子関係を肯定的に受け入れる傾向にある（野沢・菊池 2014）ことを指摘している。

引用文献

- Ahrons, Constance 2004 寺西のぶ子監訳 離婚は家族を壊すか—20年後の子どもたちの証言 パベル・プレス
- 明石市 令和3年4月報告書：明石市子ども養育支援ネットワークの奇跡 https://www.city.akashi.lg.jp/seisaku/soudan_shitsu/kodomo-kyoiku/youikushien/youikushien.html (2021年10月1日閲覧)
- 青木聡 2014 離婚・再婚家族と子育て支援 子育て支援と心理臨床 Vol.9 49-54
- 青木聡 2017 父母の離婚を経験した大学生が語る面会交流（2）—インタビュー内容の質的分析の結果から 大正大学研究紀要102 212-230
- 青木聡 2019 親子交流の課題と方向性—支援を通してきた経験から— 児童青年精神医学とその近接領域 Vol.60.No.5 104-105
- 青木智子・木附千晶 2018 面会交流を困難にしている要因と片親疎外 日本カウンセリング学会第51回大会発表論文集 74
- 青木智子・木附千晶・福田雅章 2020 面会交流に見る別居親と子の関わり—家族機能不全と愛着の視点から 平成国際大学論集第24巻 189-210
- 青木智子・木附千晶・福田雅章 2021 同居親から見た面会交流の意義—共同親権（養育）を標榜する親の「語り」を中心として 平成国際大学論集第25巻 1-27
- 福田雅章 2019 「子どもの権利」に関する第4・5回国連の勧告の解説 CRC日本ブックレット NO.19
- 福丸由佳・小田切紀子・大瀧玲子・大西真美・曾山いずみ・村田千晃・本田真紀子・渡辺美穂・青木聡・藤田博康 2014 離婚を経験する家族への心理教育プログラムFAITの実践—親に向けた思考実践から得られた示唆と今後の課題— 研究助成論文集 / 明治安田こころの健康財団 編 (49) : 2013年度 38-44
- 長谷川京子 2015 子どもの利益の視点から裁判所の面会交流実施政策を考える：面会を

- めぐる非監護親の権利、面会交流の子どもへの影響を中心に 法の苑 (62) 19-25
- 細谷郁・進藤千絵・野田裕子・宮崎裕子 2012 面会交流が争点となる調停事件の事情及び審理のあり方—民法766条の改正を踏まえて 家裁月報64巻7号 1-97
- 堀田香織 2019 別れて暮らす父親と子どもとの面会交流実態調査—母子家庭の母親へのアンケート調査から— 埼玉大学教育学部紀要 68 (1) 145-163
- 稲垣朋子 2014 ドイツにおける離婚後の配慮 一般財団法人 比較法研究センター 平成26年法務省委託：各国の離婚後の親権制度に関する調査研究業務報告書 15-40
- 稲垣朋子 2014 「第1部 ドイツ」(財)比較法研究センター 各国の離婚後の親権制度に関する調査研究業務報告書 平成26年度法務省委託 1-51
- 石塚理沙 2020 離婚後の共同親権(養育)について—離婚後の子の養育の現状と共同親権(養育)に関する議論— 立法と調査 No.427 pp187-199
- 泉房穂 2021 法制審議会 家族法制部会 第3回 2021年5月25日 資料
<https://www.moj.go.jp/content/001349381.pdf> (2021年10月1日閲覧)
- 子どもの権利委員会 2005 一般的意見7号 乳幼児期における子どもの権利の実施 14・16号
- 木附千晶 2020 子どもの権利条約の視点から同居親および共同親権(養育)の問題を考える アディクションと家族 vol.35 NO.1 21-26
- 木附千晶・福田雅章 DCI 日本=子どもの権利のための国連 NGO 監修 2016 子どもの権利条約ハンドブック 自由国民社
- 木附千晶・福田雅章 青木智子 2019 安定的かつ継続的な面会交流に向けた法と心理の協働の試み：別居親へのインタビューから 文京学院大学保健医療技術学部紀要12 15-27
- 木附千晶・青木智子 2018 面会交流を困難にしている要因と諸問題 日本カウンセリング学会第51回大会発表論文集 73
- 木附千晶・青木智子・福田雅章・森本京介 2021 自主企画シンポジウム：子どもの成長発達および権利保障のため、安定的かつ継続的な面会交流の実現・共同養育の可能性を探る 日本カウンセリング学会第53回大会
- 国立社会保障・人口問題研究所編 人口統計資料集 2021 国立社会保障・人口問題研究所 <http://www.ipss.go.jp/syoushika/tohkei/Popular/Popular2021.asp?chap=0> (2021年10月1日閲覧)
- 小泉道子 2017 元家裁調査官が提唱する 面会交流はこう交渉する 民事法研究会 5, 38
- 日本弁護士連合会 ADR(裁判外紛争解決機関)センター 2018 仲裁 ADR 統計年報：全国版 2017年度
- 日本加除出版編 青木聡・大石亜希子・棚村政行 2021a 協議離婚に関する実態調査結果の概要：法務省委託 日本加除出版社
<https://www.moj.go.jp/content/001346482.pdf> (2021年10月1日閲覧)
- 日本加除出版編 棚村政行・青木聡・友田明美・山口慎太郎 2021b 未成年期に父母の離婚を経験した子どもの養育に関する全国実態調査とその分析：法務省委託 日本加除出版社
- 村本邦子 2014 離婚紛争の合意における解決と子の意思の尊重 二宮周平・渡辺惺之 編著「親の離婚と子どもの意思」日本加除出版 96-119
- 村本邦子 2014 親の離婚と子どもの意思 離婚紛争の合意による解決と子の意思の尊重

- 96-119
- 森絵里子 2021 家族の多様化と子どもという主題 家族社会学研究33-1 28-40
文部科学省文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課 2018 高校生のライフプランニング https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/kyoudou/detail/1411247.htm (2021年10月1日閲覧)
- 二宮周平編 2017 面会交流支援の方法と課題 別居・離婚後への親子サポートを目指して 法律文化社 23-25
- 野口康彦 2009 親の離婚を経験した大学生の将来に対する否定的な期待に関する一検討—親の仲が良い群、親の仲の悪い群、親の離婚群との比較から— 中央学術研究所紀要第38巻 152-162
- 野口康彦 2013 親の離婚を経験した子どもの心の発達—思春期年代を中心に— 法と心理 13(1) 8-13
- 能登啓元 2017 第5章 基礎自治体による面会交流支援 189-201 二宮周平編 面会交流支援の方法と課題 法律文化社
- 野沢慎司 2011 ステップファミリーをめぐる葛藤：潜在する二つの家庭モデル 家族(法と社会) 27 89-94
- 野沢慎司・菊池真理 2014 若年成人継子が語る縦親子関係の多様性—ステップファミリーにおける継親の役割と継子の適応— 研究年報(明治学院大学社会学部付属研究所) 44 69-87
- 野沢慎司・菊池真理 2015 ステップファミリーに若年成人子が語る同居親との関係—親の再婚への適応における重要性— 社会イノベーション研究 10(2) 59-84
- 野沢慎司 2020 ステップファミリーにおける親子関係、継親子関係と子どもの福祉 福祉社会学研究17 67-83
- 元森絵理子 2021 家族の多様化と子どもという主題 家族社会学研究 33-1 20-40
- 森本京介 2020 親権とは何か：当事者・支援者としての経験から考える アディクションと家族35(1) 27-32
- 小田切紀子 2019 研究所第12回フォーラム 「移行期の家族を支える—離婚・再婚を経験する家族への支援」 Annual Report 2019. Forums and Symposium 70-82
- 小田切紀子 2020 家族法研究会第4回会議議事録 <https://www.shojihomu.or.jp/documents/10448/10304351/0519kouenroku4r.pdf/94221b97-63ae-4a05-8228-ba42af1bcc64> (2021年10月1日閲覧)
- 小川富之 2015 離婚後の親子の交流と親権・監護・親責任 梶村太市・長谷川京子編著 子ども中心の面会交流 95-111
- SAJ・野沢慎司編 緒倉珠巳・野沢慎司・菊池真理 2018 ステップファミリーのきほんをまなぶ：離婚・再婚と子どもたち 金剛出版
- 佐々木健・渡部信吾・桑田道子・曾山いづみ・小田切紀子・町田隆司 2019 シンポジウム 面会交流の現状と課題：日本は海外から何を学ぶべきか 離婚・再婚家族と子ども研究 1 25-42
- 新川てるえ 2017 日本の子連れ再婚家庭 太郎次郎社エディタス p8、139
- スウェーデンの家族のあり方 スウェーデンスタイル <https://swedenstyle.com/2018/06/family/> (2021年10月1日閲覧)
- 高田京子 2019 面会交流支援のあり方 ジェンダー方研究 第6号(2019年12月) 105-124

- 武田典久 2020 家族法研究会第4回会議議事録 <https://www.shojihomu.or.jp/documents/10448/10304351/0519kouenroku4r.pdf/94221b97-63ae-4a05-8228-ba42af1bcc64> (2021年10月1日閲覧)
- 友野清文 2018 生徒の人生選択に学校教育はどう関わるべきかー「ライフデザイン(ライフプラン)教育」と家庭科教育をめぐってー 昭和女子大学現代教育研究所紀要 第4号 19-28
- 山本朗・小野善郎・青木聡・上野千穂・小川富之・安保千秋 2019 福祉に関する委員会セミナー 離婚後の親子面会交流の現状と課題:子どもの福祉の観点から 児童青年精神医学とその近接領域 60(5) 623-629
- 山本朗・黒崎充勇・杉村共英 2020 離婚後の親子面談交流の実施における必要な要件に関する考察ー児童精神医学の観点からー 児童青年精神医学とその近接領域61(4) 441-452
- 山崎新 2019 面会交流紛争の困難性 ジェンダー法研究 6 97-104